

## 「かながわ県産木材の建築物での利用に関する木材利用促進協定」

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、株式会社横浜銀行（以下「甲」という。）、神奈川県木材業協同組合連合会（以下「乙」という。）及び神奈川県（以下「丙」という。）は、かながわ県産木材の建築物での利用に関する木材利用促進協定を締結する。

### 1. 目的

この協定は、甲及び乙の建築物木材利用促進構想について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を推進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材利用の促進に関する構想）

#### （1）構想の内容

- ・ 甲は、自社店舗の整備にあたり、内装材等へのかながわ県産木材をはじめとする合法伐採木材等の利用を通じて、地域の脱炭素化を推進し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

#### （2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・ 甲は、乙と連携し、自社店舗の整備にあたり、かながわ県産木材を積極的に利用する。
- ・ 甲は、乙と連携し、かながわ県産木材の利用意義やメリットについて、ホームページ等を活用し情報発信する。

### 3. 建築物木材利用促進構想（乙による木材利用の促進に関する構想）

#### （1）構想の内容

- ・ 乙は、かながわ県産木材をはじめとする合法伐採木材等の安定的な製材・加工・供給を通じて、森林資源の循環、林業及び地域の活性化、木材利用の促進に貢献する。

#### （2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・ 乙は、甲の取組が円滑に行われるよう、店舗建設の材料として求められる木材の情報を積極的に提供するとともに、木材製品の安定供給に努める。
- ・ 乙は、甲の建築物に利用した木質部材やその他取組について、他者の取組の参考となるよう情報を広く発信する。

### 4. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

- ・ 丙は、甲及び乙の取組を推進させるため、甲及び乙に対して活用可能な補助事業等の情報提供や意見交換を行うとともに、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

### 5. 構想の対象区域

構想の対象区域は、神奈川県内及び甲の店舗がある県外区域とする。

### 6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し、本締結期間満了の1カ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。以後の締結期間についても同様とする。

### 7. その他

#### （1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

#### （2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### （3）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定締結者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和8年2月10日

甲 株式会社横浜銀行

代表取締役頭取 片岡 達也

乙 神奈川県木材業協同組合連合会

会長 安藤 哲史

丙 神奈川県

知事 黒岩 祐治